

石川町学校運営協議会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、石川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長の意見を踏まえて、前項の設置を行うものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校（協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 環境整備等に関すること。
- (6) その他対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の特定の個人に関するものを除き、職員の採用その他の任用に関して別に定める事項について、教育委員会を経由し、福島県教育委員会に対して意見を述べるができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長及び教職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を任命するものとする。
- 4 委員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。

（守秘義務等）

第 9 条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（任期）

第 10 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

- 2 第 8 条第 3 項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第 11 条 委員の報酬の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年石川町条例第 14 号）の定めるところによる。

（会長及び副会長）

第 12 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

（議事）

第 13 条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（会議の公開）

第 14 条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（研修）

第 15 条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第 16 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

（委員の解任）

第 17 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第 9 条の規定に反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

（補則）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（石川町学校評議員に関する要綱の廃止）

- 2 石川町学校評議員に関する要綱（平成 12 年石川町教育委員会告示第 2 号）は、廃止する。